

# 自治体議会議員の新たな位置付け

—都道府県議会制度研究会最終報告—

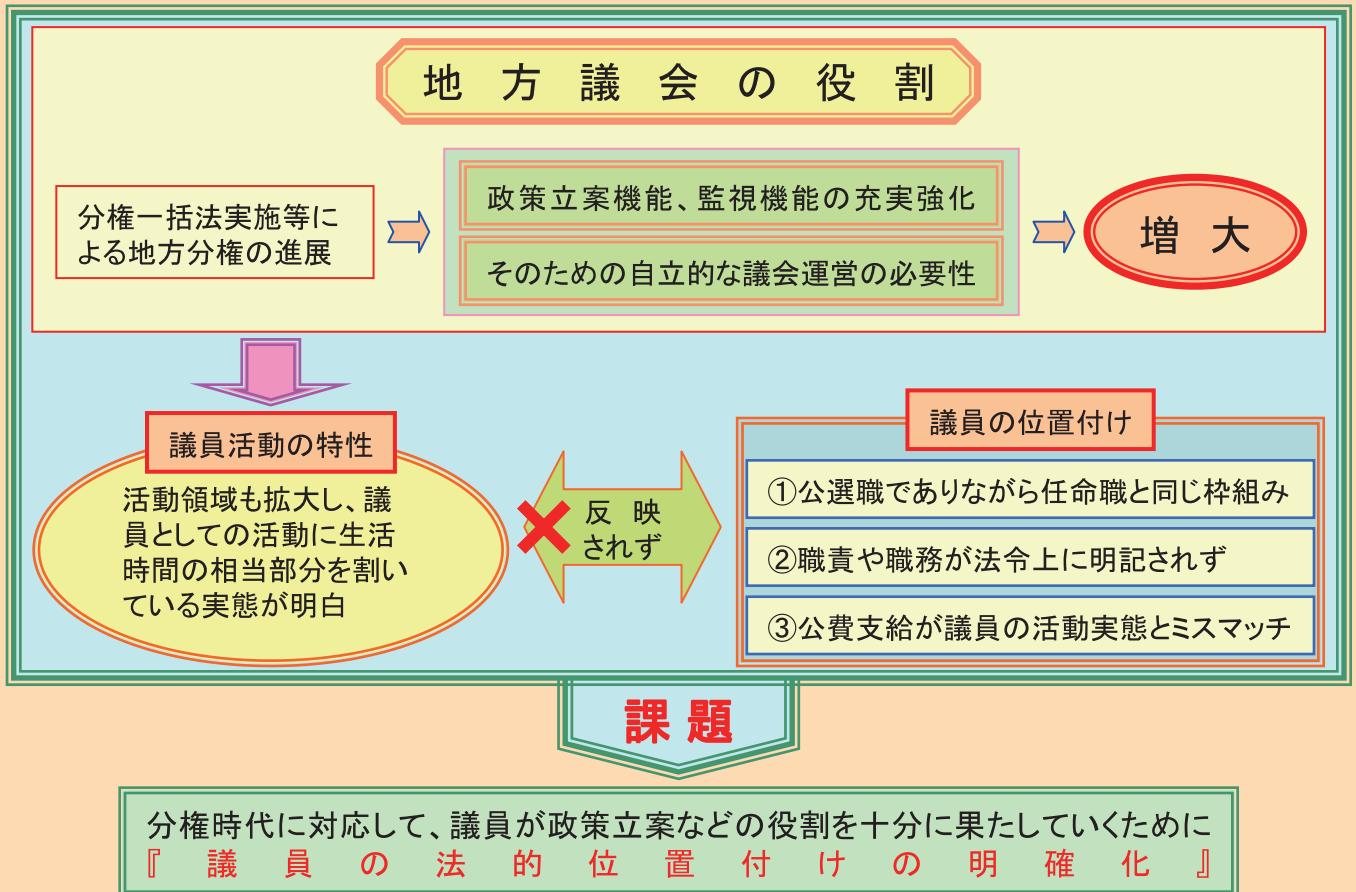
(概要)

平成19年4月19日

## 都道府県議会制度研究会

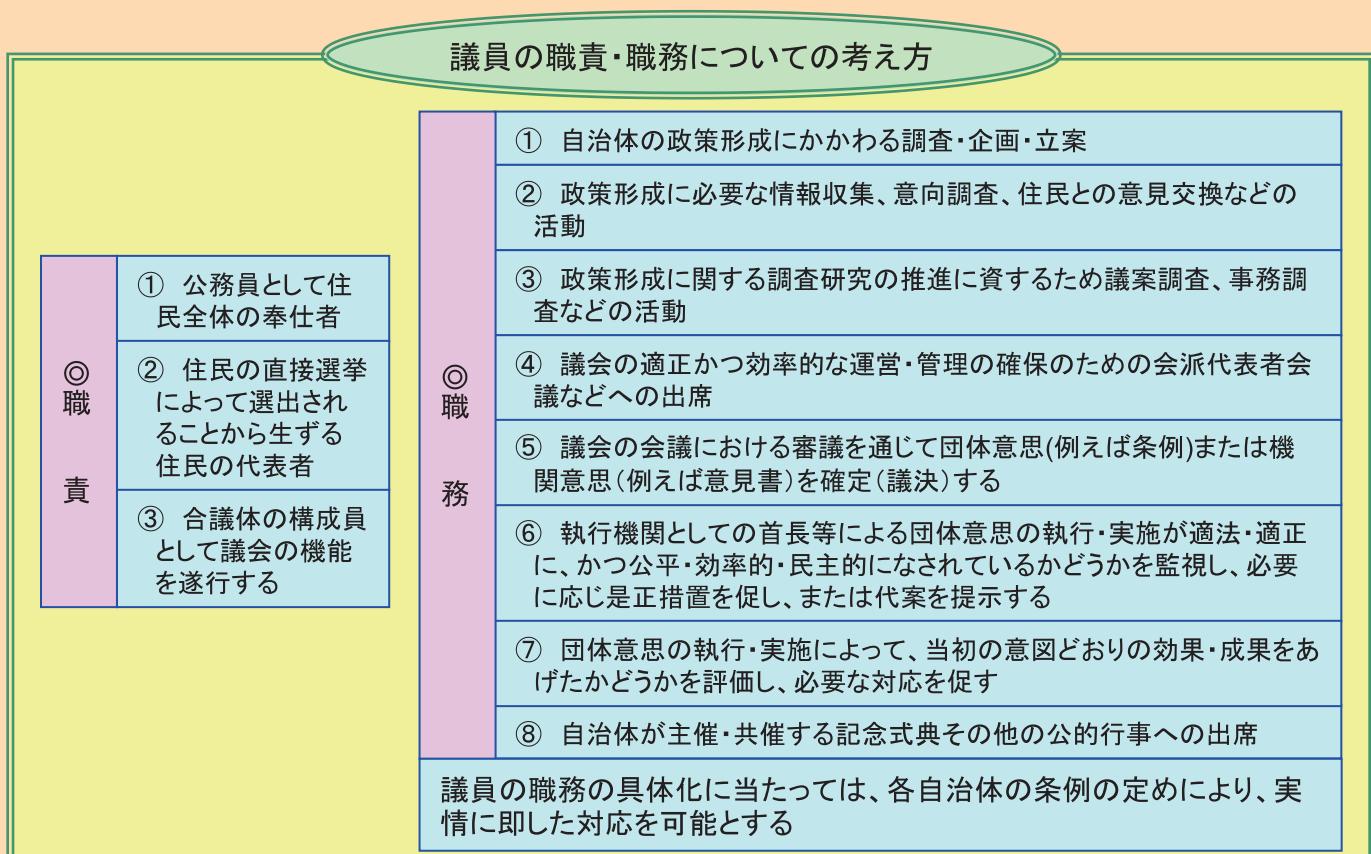
大森彌（座長・東京大学名誉教授）  
大山礼子（駒澤大学法学部教授）  
金井利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）  
川村仁弘（立教大学経営学部教授）  
小林良彰（座長代理・慶應義塾大学法学部教授）  
斎藤誠（東京大学大学院法学政治学研究科教授）  
野村稔（前全国都道府県議会議長会議事調査部長）

# はじめに



## I 自治体議会議員の新たな位置付け

提案1	自治体議会の議員の職責・職務を法令上に明確に位置付けるため、地方自治法に自治体議会の議員の職責・職務に関する規定を新設せよ
-----	---



## 規定期設の効果

議員が任命職である職員とは異なる公選職(住民の直接選挙によって公選されて就任)という身分であることの明確化

議員の活動に対する評価や期待における議員と住民とのズレの縮小及び不当に狭く解釈されてきた議員の活動領域を適正に定めることによる、活動の積極的展開のための環境整備

一般に誤解を与えている非常勤職的な扱いの是正

### 議会の機能と議員の職務(議員の活動によって遂行される議会の機能)

団体意思の確定機能

政策形成の機能

① 決定の対象・内容となる事案の設定・選択

② その事案にかかる調査・企画・立案

③ 事案の審議・決定による団体意思の確定

執行機関の監視機能

④ すべて適法・適正に、かつ公平・効率的・民主的にされているかどうかを監視し、必要に応じ是正措置を促す

⑤ 団体意思の執行・実施によって、当初の意図どおりの効果・成果をあげたかどうかを評価し、必要な対応を促す

議会運営・管理機能

⑥ 議会という合議体自体を適正かつ効率的に運営・管理する(議長・副議長、委員会委員長、議会運営委員会、広報委員会、各種の改革検討委員会・協議会など)

留意点

議員同士の集団のなかのみで果たせることではなく、常に、議員が住民と接触し、民意を吸収し、住民とコミュニケーションを行うことによって果たされる

### 「自治体議会議員の新たな位置付け」における議員職務の範囲

「新たな位置付け」の趣旨

職務遂行について高い独立性が保障されている議員の活動を保障・助長し、議員が住民代表として十分に活動できるような身分を有する者として位置付け

職務活動領域拡大

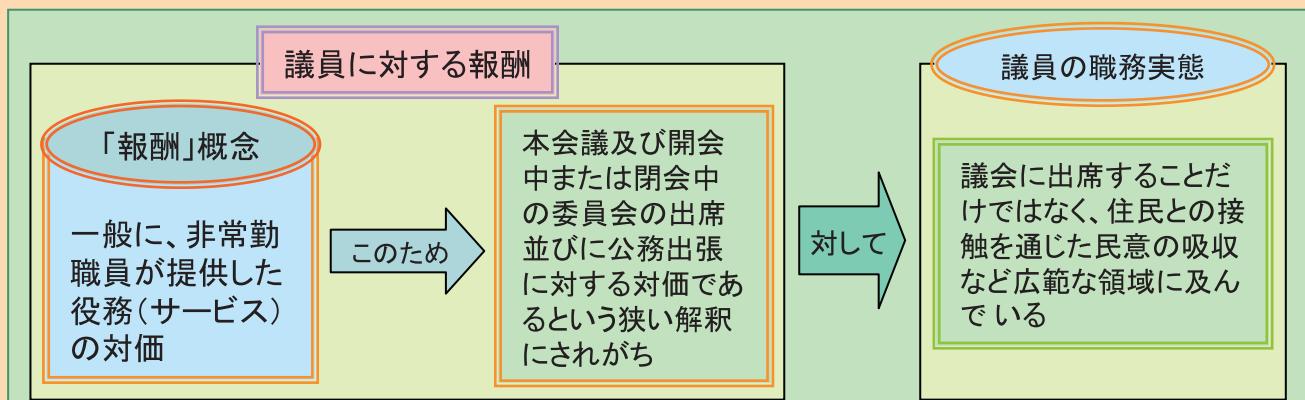
① これまで必ずしも正規の議員活動とは認められてこなかった住民との接触活動(当該活動が外形的に明確に選挙活動に該当すると認められる場合などを除く)

② 会期中及び閉会中における議案や委員会の調査事件に関する調査のための活動

③ 自治体が主催・共催する記念式典その他の公的行事への出席

提案2

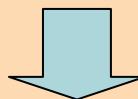
地方自治法第203条から議会の議員に関する規定を分離し、「報酬」を「地方歳費(仮称)」に改めることとし、次のような条項を新設・別置せよ  
第203条の2 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、地方歳費(仮称)を支給しなければならない。  
2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。  
3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。  
4 普通地方公共団体の議会の議員の地方歳費(仮称)、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。



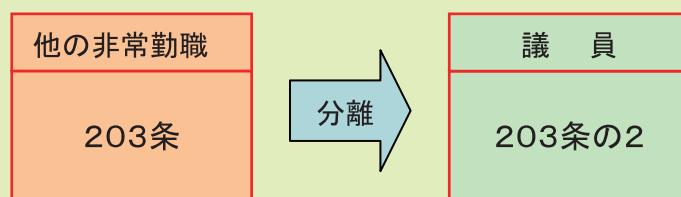
「報酬」という名称は、議員の職務実態を反映した名称としてはふさわしくない



「自治体議会議員の新たな位置付け」における議員としての職務と整合性がとれるよう、議会の議員に対する対価については、議員としての広範な職務遂行に対する公費支給と解すべき



現在、議員が他の非常勤職とともに規定されている地方自治法第203条から議員を分離し、独立の条文とする



職務実態にふさわしい名称に改める

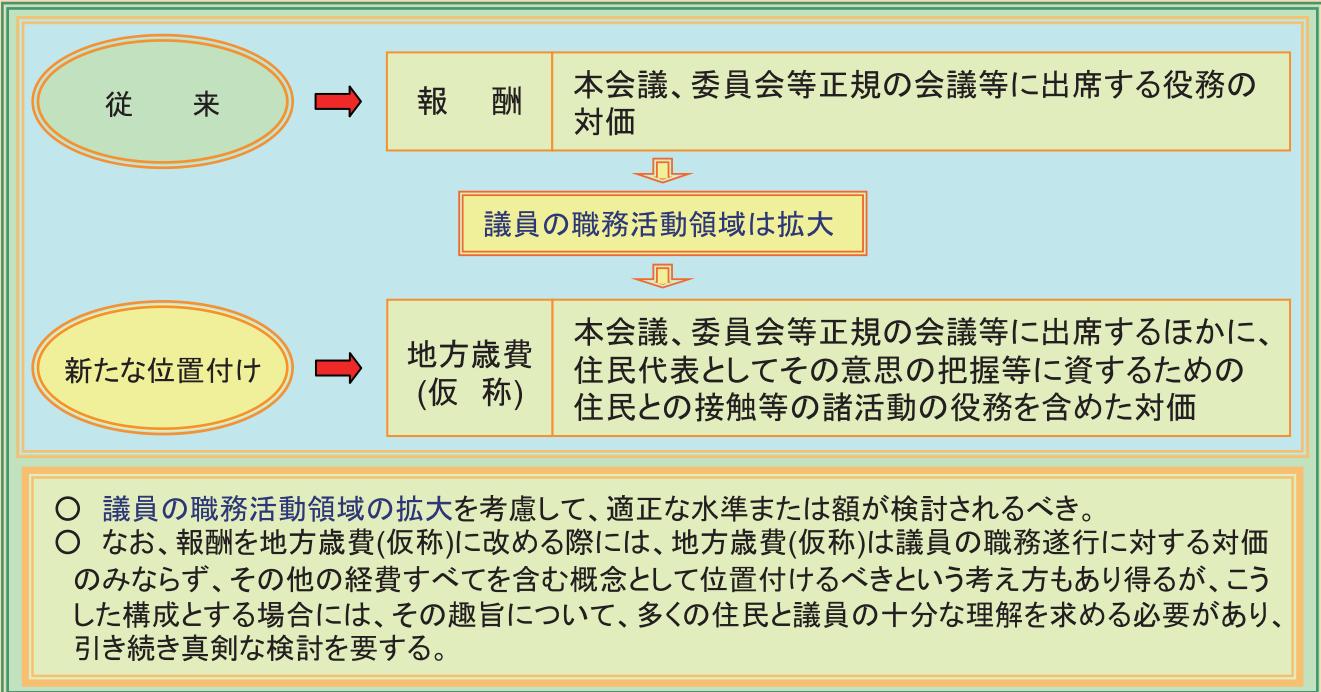


※ 「報酬」に代えて「地方歳費(仮称)」としたが、これは、自治体議会議員の歳費の意であり、国会議員の場合には「国庫から相当額の歳費を受ける」とされ「歳費」が使われていることとの区別を考慮したものである。  
また「年俸」や「議員報酬」という対案もあり得ることから、自治体議会議員の新たな位置付けにふさわしい名称を考えることが望ましい。

## II 議員活動に対する公費支給の検討

「自治体議会議員の新たな位置付け」と議員の職務活動に対する公費支給

### (1)報酬(地方歳費(仮称))について



### (2)費用弁償について

理論的には費用弁償の対象となる議員活動の領域も一部拡大するが、どのような職務行為に対し費用弁償を支給するかは条例で定める。

全員協議会や会派代表者会議など正規の会議以外の形で行った議員活動等のうち、議会運営・管理機能を発揮するための職務活動として議会が認めたものに要した交通費などは条例の定めるところにより費用弁償の対象として取り扱うべきであろう。その際、職務を行うのに要する経費を補償するという本来の制度趣旨を踏まえた運用を行う必要がある。

### (3)政務調査費について

議員の行う議案等の審査に資するための調査研究活動はもとより、住民との意見交換会など住民意思の把握・吸収のための活動も、それが自己の後援会活動の一環として行われるなど特定の住民を対象とするなどの、いわゆる選挙活動とされるものでない限り、公費助成の対象となる議員の職務と解すべきである。

「自治体議会議員の新たな位置付け」後においては、これらの議員活動も議員の職務活動領域に属する活動であると認め、それに要する経費に政務調査費を充てることができることを法律上明確にするか、あるいは報酬(地方歳費(仮称))とは別途、何らかの公費で手当する必要がでてくる。

なお、これらについては、地方歳費(仮称)に含めるという考え方もあるが、当面は、政務調査費制度の範囲拡大あるいは同制度を廃止し別途の制度創設等、制度の再編を含めた検討の余地もある。

「自治体議会議員の新たな位置付け」を契機に、(1)～(3)など公費支給の水準または額の決定に当たっては、広く住民に納得できるような審議と決定手続きを工夫することが考えられる。

